## スキルアップ講座 実況中継

#### ●2015年5月30日(土)

医療・介護管理者向けストレスチェック義務化準備セミナー

### ストレスチェック制度から 職場環境の見直しを図る





#### 抑えておくべきストレスチェック制度のポイント

講師

特定社会保険労務士・ 産業カウンセラー

上柳聡美氏

労働集約型産業と言われる医療業界。何かとストレスの多い医療の現場で働く職員に対するメンタル面でのケアは人材マネジメントを行ううえで、欠かせないものになってきている。こうした状況のなか、今年12月から、従業員数50人以上の事業場では「ストレスチェック」が義務化されるが、医療機関ではどのような体制づくりを行っておくべきなのか。医療機関向けのメンタルヘルスセミナーなどの講師を務める上柳聡美氏(特定社会保険労務士・産業カウンセラー)に解説してもらった。

ではありますが、検査結果を集団ごではありますが、検査結果を集団ごではありますが、検査結果を集団ごではあります。さらに、リスクの高い人を早期す。さらに、リスクの高い人を早期に発見して医師による面接指導にお

備について解説します。まず、

トレスチェック制度を組織としてど

の会議を行い、体制づくりを行いまのように位置づけるのか」について

医療機関における準備ストレスチェック制度の概要と

2014年6月25日に公布された 2014年6月25日に公布された 労働安全衛生法の一部を改正する法 学働安全衛生法の一部を改正する法 学働者のストレスチェック)を行うこ とが義務付けられました(従業員数 とが義務付けられました(従業員数 とが義務付けられました(従業員数 とが義務付けられました(従業員数 とが義務付けられました(従業員数 とが表別。検査結果を本人に通知して自 らのストレスの状況について気付き を促し、メンタルヘルス不調のリス で促し、メンタルヘルス不調のリス

かス不調を事前に防止する取り組みが、ス不調を事前に防止する取り組みが、

ストレス簡易調査票」(厚生労働省ストレス簡易調査票」(厚生労働省ホームページを参照)を使用することが望ましいとされています。「仕とが望ましいとされています。「仕目に関連した質問に対し、自分がど同に関連した質問に対し、自分がどのように感じているのかを従業員がのように感じているのかを従業員がのように感じているのかを従業員がのように感じているのかを従業員がのように感じているのかを従業員がのように感じているのかを従業員がのように対しているのかを従業員がのように対しています。

サストレクストリクスのの

© sato00-Fotolia.com

#### 上柳社会保険労務士事務所

住所:愛知県名古屋市緑区 滝ノ水2-101 TEL: 052-838-6690

MAIL: kamiyanagi.roumu@gmail.com

決定しておく必要があります。 および労働者代表で方向性を決めて 産業保健スタッフ、 方法などについても会議で審議し 施体制や実施計画、 いくといいでしょう。このほか、 情報の取り扱い 人事労務担当者 実

ことが必要になります。

収や内容の確認、 から判断をします。 の決定、 産業医が実施者になるのが望まし どを行います。 により労働者の記入した調査票の るか否かの確認など、専門的な見地 評価方法、 ければなりません。職場をよく知る 護師、もしくは精神保健福祉士でな い、実施者は医師、保健師または厚 点数の算出、 生労働省が定める研修を修了した看 実施者」と「実施事務従事者」と言 ストレスチェックを行う担当者を 調査票の選定、 ストレスチェック実施者の指示 面接指導を受ける必要があ 高ストレス者の選定基準 面接指導の申出勧奨な データ入力、 ストレス程度の 実施事務従事者

事権を持つ院長や理事長などはスト などが行われないように、直接の人 果によって不当な異動や解雇、 義務があり、ストレスチェックの結 実施者と実施事務従事者には守 昇進

> 医療機関で院長や理事長が産業医を けないことになっています。つまり、 定するか、 兼任している場合は別の実施者を選 レスチェックの実施に従事してはい 外部委託などを検討する

しょう。

会議の人選については、

生委員会などを中心に管理監督者、

結果によって、 得する人は少ないはず。 施行されたので、○月○日に実施し ておくことも重要です。 り扱いはしません」など、 れています」、 についても「情報はこのように守ら ストレスチェックで情報の取り扱い 前に提供する必要があります。また、 度を活用するのか」などの情報を事 ケートな情報のため、すんなりと納 ては職場環境について回答するデリ ます」と急に言っても、職員にとっ とえば、「ストレスチェック制度が どんな方針でストレスチェック制 の周知、 次に体制などが決まったら、 説明を行いましょう。た 「ストレスチェックの 人事などで不当な取 そのため、 周知をし 職員

# メンタルヘルスの不調による 順場での リスク

が

ルス不調者が増えることで職場に がありますが、そもそもメンタル ヘルスが不調な人を減少させる狙 ストレスチェックにより、 メンタ

> 判断するのは困難です。 か。 られます。 任せることができないケースも考え 復帰時期についての見通しが立ちに 員の負担が増えます。その対策とし うと、その間の仕事をカバーする職 低下します。また、ストレスチェッ すくなり、 はストレスです。ストレスが増大す どのような影響を与えるのでしょう したとしても休職前と同様の仕事を て、休職中の職員に代わって新たに 能性があります。休職者が出てしま よっては休職しなければならない可 人は医師との面談を受け、 クにより、 するなど、 ることで集中力や判断力が欠如しや 、材を採用する方法もありますが いため、 メンタルヘルス不調の主な原因 仕事のパフォーマンスが 高ストレスと判断された 新規採用すべきなのかを 業務の遅滞やミスが増加 また、 状態に 復帰

が起きることで「社会的制裁」を受 ラである」と労働災害に認定した場 可能性もあります。このほか、 ワハラを行った上司はもちろんのこ とした高額な損害賠償を請求される と、放置していた職場、 合、訴訟のリスクが発生します。 さらに、 「精神障害の原因は職場のパワハ たとえば労働基準監督署 施設を対象

> 態ではないでしょうか。 が出てきます。 然のこと、職員の採用活動にも影響 などのイメージが悪くなることは当 設」といった風評が流れ、 Ł 訴訟内容が新聞などに掲載される けることも考えられます。たとえば、 る医療機関にとっては、 瞬く間に「パワハラのあった施 社会的責任が問われ 避けたい 患者さん

す。 は、 ひストレスチェック制度をきっかけ は負担になることもありますが、 害の防止につながります。 るストレスの原因を取り除くこと らない可能性があります。 すが、個人的な対応に終わってしま に活かしていくことが本来の目的で 気付きを促すことから、 クで労働者本人にストレスの有無の の原因を明確化することもできま 用することで、病棟ごとのストレス チ りましょう。 職場ストレスの原因の早期発見を図 も に職場改善に取り組んでみてはいか こうした事態を起こさないために エックの結果を集計、 ストレスチェック制度を活用し、 根本的な職場の改善にはつなが 働きやすい職場づくりと労働災 個人単位で行うストレスチェッ たとえば、 セルフケア 分析して活 ストレス 職場にあ

がでしょうか。